

建設水道常任委員会

平成31年3月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也	○奥村 容子	中川 靖広
嶋田 善行	坂口 徹	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	加藤 恵三	都市建設部長	藤川 岳志
都市建設部次長	谷口 裕司	建設農林課長	上田 俊雄
同 課 長 補 佐	手塚 仁	同 課 長 補 佐	井戸西 豊
都市整備課長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	上田 和弘
上下水道課長補佐	上埜 幸弘	上下水道課長補佐	田口三十士

3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、奥村委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第3号 斑鳩町森林環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、議案第3号 斑鳩町森林環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例について、説明させていただきます。

最初に議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

建設農林
課長

それでは末尾に添付しております要旨により説明させていただきます。

本条例は、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、森林の新たな管理システムとして、森林所有者に適切な森林管理を促すとともに、森林所有者自らが森林管理をできない場合には、町が委託を受けて森林管理を林業経営者に再委託するなど、適切な森林管理に向けた制度が創設されま

したことから、その事業に係る財源として森林環境譲与税が配分されることとなり、斑鳩町森林環境保全基金を設置し、森林管理に関する事務を計画的に取り組んでいくもので、その基金について必要な事項を定めるものでございます。

1. 主な制定内容といたしまして、(1) 基金として積立てる額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づいた額と定めております。(2) 基金に属する現金の管理方法を定めております。(3) 基金の運用益金の処理について定めております。(4) 基金の繰替運用について定めております。(5) 基金の処分について定めております。

2. 施行期日につきましては平成31年4月1日から施行いたします。

以上、議案第3号 斑鳩町森林環境保全基金の設置、管理及び処分に関する条例についての説明とさせていただきます。

何卒、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これにつきましては、税を取るということで、その点はもう国の方で決めたことですので、きちっと基金に積み立てて、目的のために使うというふうになっていくということで、予算委員会的时候にも31年度でどういう事業に使われるのかっていうのは、具体的にお話ありましたけども、主に、基本的にはどういった形でこの基金については使おうとしているのか、基本的な部分で構いませんので、その点についてお聞かせいただけますか。

委員長 上田建設農林課長。

建設農林課長 まず新年度、平成31年度につきましては、今まで実施いたしておりましたナラ枯れの被害の防除、また里山の整備に関する事業について、今までどおり交付させていただきます。

また、新たに森林整備等の業務委託といたしまして、木々の伐採やその

計画を策定するというような業務と、地域林政助言等の業務委託、要は、地域林政のアドバイザーの制度を活用して専門知識を持った有資格者により活動の検討等を実施するというような事業に実施してまいりたいと考えております。

委員長 中川委員。

中川委員 当町で森林環境税ってどれぐらいの税額になりますの。

建設農林課長 予定されている額といたしまして、平成31年度は113万円の譲与税を受けるということを聞いているところでございます。

今、譲与税といたしましては、平成36年度からの税金の徴収ということになりますので、前もって国の方の借りたお金で充当されることとなりますので、36年度までは、今まで、平成31年度から平成33年度は113万円、34年度から36年度が169万円、そして平成40年度までが240万円と徐々に額が上がってきまして、最終的には譲与税の配分した額、徴取した額を配分されると聞いているところでございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、当委員会として、満場一致で可決すべ

きものと決しました。

次に、（２）議案第４号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。この議案につきましては、各課報告事項（１）斑鳩町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率給に関する要綱（案）についてと関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。

上田建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、議案第４号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、また、関連いたします、各課報告事項（１）斑鳩町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率給に関する要綱（案）について、あわせて説明させていただきます。最初に議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

建設農林
課長

それでは末尾に添付しております要旨により説明させていただきます。本条例は、農業の担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等を目的に、農地等の利用の最適化の推進に関する事務についての活動及び成果の実績に応じて、国の農地利用最適化交付金が交付されることに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に能率給を追加することから、条例改正を行うものでございます。

１．改正内容といたしまして、（１）農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に、基本給に加え、新たに能率給を定め、農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で支給することを定めております。

２．施行期日につきましては平成３１年４月１日から施行いたします。

続きまして、関連いたします各課報告事項（１）斑鳩町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率給に関する要綱（案）について、説

明させていただきます。

資料5をご覧ください。1枚目に要綱（案）を添付いたしております。

2枚目の要旨に沿って説明させていただきます。

この要綱は、先程説明いたしました特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行について必要な事項を定めるものでございます。

1. 主な制定内容でございます。（1）第2条関係といたしまして支給額では、今回、報酬として追加いたします能率給の支給額は、農地利用最適化交付金事業実施要綱に規定された活動実績に応じた交付金及び成果実績に応じた交付金の額とすることを規定いたしております。

ここで、先に国の農地利用最適化交付金事業実施要綱について説明させていただきます。資料の3枚目をお願いいたします。実施要綱の抜粋でございます。趣旨といたしまして、農地利用の最適化が必須事務に位置づけられましたことから、その事務を積極的に推進するために設けられた要綱となっております。

次に、事業内容といたしまして、活動に応じた交付金と、成果の実績に応じた交付金が交付されることとなります。

1 活動に応じた交付金では、（1）アといたしまして担い手への農地集積・集約化の推進活動、イ 遊休農地の発生防止・解消活動、ウ 農地中間管理機構との連携活動、エ 新規参入の促進活動、オ アからエまでの活動に必要な会議、その他農地利用の最適化に必要な活動が交付対象となっております。（2）その交付金の上限額は、農業委員及び推進委員の人数、斑鳩町は定数18名でございますが、に6,000円を乗じ、12月を乗じた数値が上限額となります。

次に、2 成果実績に応じた交付金でございます。ア 担い手への農地集積、イ 遊休農地の発生防止・解消が交付対象となっております。（2）その交付金の算定式は、成果を上げた農業委員及び推進委員の人数に1万4千円を乗じ、12月を乗じ、評価点を9で除したものを乗じた数値が算定式となっております。その算定式において成果の評価となります評価点は、右ページの表をご覧くださいと思いますが、担い手への農地集積

では、斑鳩町の集積基準面積1.82ヘクタールに対し、達成度のパーセントによって点数が付与されます。また、下段の遊休農地の発生防止・解消では、解消目標面積1ヘクタールに対し、達成度のパーセントにより点数が付与され、その合計が評価点となります。こうして、国の農地利用最適化交付金の配分額が決定されることとなります。

それでは、資料の要綱（案）の要旨にお戻りいただきまして、2ページにお戻りいただきたいと思えます。（2）第3条関係の活動日数の算定方法では、先ほど説明いたしました最適化交付金事業の活動実績に応じた交付金に係る活動日数の算定方法を規定しております。農業委員会の委員及び推進委員から提出される活動報告に基づき、集計することを規定しております。（3）第4条関係の能率給の支給額の配分方法を規定しております。配分される報酬、国の交付金でございますが、につきましては、先ほど説明させていただきました額となりますが、その配分方法といたしまして、まず①の活動実績に応じて支給される交付金は、第3条で算定した活動日数に応じて配分することを規定しております。次に、②の成果実績に応じて支給される交付金は、農業委員会の委員及び推進委員の人数で除した額を配分することと規定しております。2. 施行期日は、平成31年4月1日から施行いたします。

以上、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び、関連いたします各課報告事項（1）斑鳩町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率給に関する要綱（案）についての説明とさせていただきます。

何卒、原案どおり可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 農業委員さんの仕事、非常に増えている中ですね、報酬についてはなかなか上がらないということで、なり手がいてはるのかなって非常に心配もしていたところ、斑鳩町では定数に達しているということで、頑張っ

いただいているんで、こうして報酬がプラスされるということについては喜ぶべきことかなというふうに思うんですけども。この国の基準ですね、斑鳩町の昨年度までの実績から見て、この国からの交付金というのが今後支給されるような見通しなのかとか、その辺のところお聞きしたいと思います。

建設農林課長 活動に対する交付金につきましては、活動いただいている、当然活動いただいている中での報酬となりますので、全て対象になると思っております。また、成果に対する報酬、交付金でございますけれども、実績といたしましては、担い手への農地集積の状況でございます。平成29年で約1ヘクタール、28年度で2ヘクタールほどの担い手への集積が進められておりますので、その対象に該当してくるというふうに、対象になると考えております。次に、遊休農地の発生防止の成果でございますけれども、平成29年度は0.7ヘクタールが遊休農地解消されております。また平成28年度においても0.7ヘクタールの解消、されておりますので、その成果に応じた報酬をいただけると考えております。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 これは、交付されるのは、農業委員会全般いうんですか、農業委員会に対して、それとも農業委員さん個人個人に対してということなんですか。

建設農林課長 トータルいたしますと、農業委員会、要は農業委員さんと推進委員さんあわせて今、定数は18人ですけども、その18名を対象に支給されるものんですけども、まず、先ほど説明いたしましたように、活動に関しては個々の活動の日数に合わせて報酬を支給するというものでございまして、成果に応じた交付金、担い手への集積ですね、それと遊休農地につきましては、これは農業委員さん全体に配分して均等に支給されるというふうに規定しているところでございます。

委員長 中川委員。

中川委員 うちの遊休農地の発生防止解消は0.7ヘクタールということは、キの達成度は70%以上である市町村の農業委員会という理解でええのかな。

建設農林 そのとおりでございます。

課長

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(3)議案第13号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口都市建設部次長。

都市建設 それでは、議案第13号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例部次長 例についてご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

都市建設
部次長

この条例改正につきましては、学校教育法の一部を改正する法律、平成29年法律第41号が施行され、本年4月から専門職大学等が創設されることにより、水道法、昭和32年法律第177号が改正され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、給水条例におけます水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の4枚目をお願いいたします。要旨の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

(要旨朗読)

都市建設
部次長

以上、議案第13号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、何卒、原案どおりご可決賜りますよう、お願い申し上げます。以上です。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第14号 三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用

に供することについて、(5)議案第15号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて、(6)議案第16号 安堵町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについての3議案は、関連する議案ですので、一括議題にいたしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議案第14号、議案第15号、議案第16号については、一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口都市建設部次長。

都市建設部次長 それでは、まず議案第14号 三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについてご説明を申し上げます。

まずはじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

都市建設部次長 本議案につきましては、三郷町三室地区の行政界に隣接する斑鳩町龍田西8丁目地内の一部につきまして、地形的な条件により、三郷町の公共下水道施設を利用することにより、効率的に公共下水道を利用できることから、地方自治法第244条の3、第2項の規定によりまして、三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民が利用し、同法同条第3項の規定に基づき斑鳩町と三郷町の相互の議会の議決を経るものでございます。

議案書の次のページの付近見取図及び、本日ご用意させていただきました資料-1の協定書(案)並びに区域見取図も併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

まず、斑鳩町住民が三郷町の公共下水道施設を利用するにあたり定める協定書(案)についてご説明をさせていただきます。

第1条(目的及び区域)についてでございます。資料に添付いたしております区域見取り図も併せてご覧いただけますでしょうか。斑鳩町住民が

利用する三郷町の下水道施設の位置といたしまして、図面の左部分、三郷町三室2丁目420番2地先に設置された図中赤色ラインで示しております三郷町公共下水道施設が対象となります。また、三郷町の下水道施設を利用する斑鳩町の区域といたしまして、図中赤色で囲んでおります斑鳩町龍田西8丁目407番8地先から407番46地先までが対象区域といたしております。

それでは、協定書（案）をお願いいたします。次に第2条（接続同意）では、施設に流入させる接続行為に対して施設管理者が同意することと、接続行為にあたり、下水道法上の申請手続きを行うことを定義いたしております。次に、第3条（維持管理）では、施設の維持管理及び修繕についての定義と、相手の施設に危害を加えた場合の費用の負担割合及び負担方法を協議して定めることと定義いたしております。次に、第4条（水質基準）では、流入させる下水は三郷町の条例に定める基準に適合させることを定義いたしております。次に、第5条（使用料等の徴収）では、各々の町域の住民は、各々の町の下水道条例に基づき、下水道使用料を徴収することを定義しております。次に、第6条（流域下水道市町村維持管理費等負担金）では、下水道使用水量に応じて県に支払う汚水処理費については、第5条と同様に使用料を徴収した町で負担することを定義しております。最後に、第7条（その他）でございますが、この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときはその都度、協議して定めるものといたしております。

本協定書（案）を締結することによりまして、斑鳩町住民が三郷町の公共下水道施設を利用するにあたり三郷町施設の利用及び維持管理に関して規定し、施設の利用を行うものでございます。

以上が、議案第14号 三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについてのご説明とさせていただきます。

次に、議案第15号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて、ご説明申しあげます。はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

都市建設
部次長

本議案につきましては、斑鳩町龍田西8丁目地内の行政界に隣接する三郷町三室2丁目地内の一部につきまして、地形的な条件により、斑鳩町の公共下水道施設を利用することにより、効率的に公共下水道を利用できることから、地方自治法第244条の3、第2項の規定によりまして、斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民が利用し、同法同条第3項の規定に基づき斑鳩町と三郷町の相互の議会の議決を経るものでございます。

議案書の次のページの付近見取図及び、資料-2の協定書(案)並びに区域見取図もあわせてご覧いただきますようお願い申しあげます。

三郷町住民が斑鳩町の公共下水道施設を利用するにあたり定める協定書(案)についてご説明いたします。

まず第1条(目的及び区域)についてでございます。資料に添付いたしております区域見取り図も併せてご覧いただけますでしょうか。三郷町住民が利用する斑鳩町の下水道施設の位置といたしまして、図面の上から斑鳩町龍田西8丁目407番8地先から、斑鳩町龍田西8丁目407番46地先に設ける、図中青色のラインで示しております斑鳩町公共下水道施設が対象となります。また、斑鳩町の下水道施設を利用する三郷町の区域といたしまして、図中黄色で囲んでおります三郷町三室2丁目429番2地先から420番2地先までが対象区域といたしております。

それでは、協定書(案)をお願いいたします。第4条(水質基準)でございますが、流入させる下水は斑鳩町の条例に定める基準に適合させることを定義しており、他の条文につきましては、先ほどご説明させていただきました議案第14号 三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについての内容と重複いたしますので省略をさせていただきます。

本協定書(案)を締結することによりまして、三郷町住民が斑鳩町の公共下水道施設を利用するにあたり、斑鳩町施設の利用及び維持管理に関して規定し、施設の利用を行うものでございます

以上、議案第15号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第16号 安堵町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて、ご説明を申しあげます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

都市建設
部次長

本議案につきましては、安堵町笠目地区の行政界に隣接する斑鳩町目安4丁目地内の一部につきまして、安堵町の公共下水道施設を利用することにより効率的に公共下水道を利用できることから、地方自治法第244条の3、第2項の規定によりまして、安堵町公共下水道施設を斑鳩町住民が利用し、同法同条第3項の規定に基づき斑鳩町と安堵町の相互の議会の議決を経るものでございます。

議案書の次のページの付近見取図及び資料-3をお願い申しあげます。斑鳩町住民が安堵町の公共下水道施設を利用するにあたり定める協定書(案)についてご説明をさせていただきます。

まず第1条(目的及び区域)についてでございます。資料に添付いたしております区域見取り図も併せてご覧いただけますでしょうか。斑鳩町住民が利用する安堵町の下水道施設の位置といたしまして、図中赤色のラインで示しております図面の左から安堵町笠目684番6地先から684番15地先に設ける安堵町公共下水道施設が対象となります。また、安堵町の下水道施設を利用する斑鳩町の区域といたしまして図中黄色で囲っております斑鳩町目安4丁目120番2地先から883番地先までが対象区域といたしております。

それでは、協定書(案)をお願いいたします。第4条(水質基準)において、流入させる下水は安堵町の条例に定める基準に適合させることを定義いたしております。

他の条文につきましては、先ほどご説明いたしました議案第14号 三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて、及び議案第15号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについての内容と重複いたしますので省略をさせていただきます。

本協定書（案）を締結することにより、斑鳩町住民が安堵町の公共下水道施設を利用するにあたり、安堵町施設の利用及び維持管理に関しまして規定し、施設の利用を行うものでございます。

以上、議案第16号 安堵町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについての説明とさせていただきます。

以上で、議案第14号 三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて、議案第15号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて、及び議案第16号 安堵町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについてのご説明とさせていただきますが、それぞれの議案につきまして、よろしくご審議を賜わりまして、何卒、原案どおり、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 1点ちょっと確認させていただきたいんですけども、それぞれの協定書の水質基準のところですね、基準というのはそれぞれの町の条例で定められてますけども、この基準というのは3町一緒なんですかね、ばらばらなんですかね。

都市建設部次長 下水道法を基準にしておりますので、3町一緒でございます。
委員長 よろしいでしょうか。

（ な し ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
それでは順に、お諮りいたします。
まず初めに、議案第14号 三郷町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて、当委員会として原案どおり可決することにご異議

ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって議案第14号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 斑鳩町公共下水道施設を三郷町住民の利用に供することについて、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって議案第15号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 安堵町公共下水道施設を斑鳩町住民の利用に供することについて、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって議案第16号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7) 認定第1号 町道認定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 上田建設農林課長。

建設農林
課長

それでは、認定第1号 町道認定について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

建設農林
課長

本議案につきましては、都市計画法第29条の開発道路4路線につきまして、道路法第8条第1項の規定により町道に認定するものであり、同法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

それでは整理番号順に各路線についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、資料4をいただけますでしょうか。1ページが認定する4路線でございます。2ページ目に各路線の位置図を添付いたしております。3ページ以降が、各路線の詳細図を添付いたしております。

まず、資料の3ページ、整理番号1の町道196号線でございます。本路線は、斑鳩町法隆寺西2丁目1785番5先を起点とし、同所1785番8先を終点とする延長45.4メートル、最大幅員が12.6メートル、最小幅員が6メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号2の町道3026号でございます。本路線は、斑鳩町興留2丁目67番5先を起点とし、同所67番10先を終点とする延長109.6メートル、最大幅員が13.1メートル、最小幅員が6メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号3をお願いいたします。町道584号線でございます。本路線は、斑鳩町龍田西2丁目1467番16先を起点とし、同所1467番11先を終点とする延長71.3メートル、最大幅員が10.2メートル、最小幅員が6メートルの開発道路でございます。

次に、次ページ、整理番号4をお願いいたします。町道4075号線でございます。本路線は、斑鳩町目安北2丁目307番12先を起点とし、同所307番13先を終点とする延長105.3メートル、最大幅員は16.6メートル、最小幅員は6メートルの開発道路でございます。

以上、認定第1号 町道認定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜り、原案どおり認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 これ、別にあれなんですけども、幅員ですね、最大が12.6、13.1、10.2、16.6ってだいぶ大きい幅員なんですけど、これはどう考えたらええんですか。

建設農林課長 道路につきましては、6メートルの開発道路でございますので6メートル規定で設けておりますけども、各町道への接続部分につきましては、すみ切りを設けて曲がりやすいような形で施工いただいて、その規定に基づいて施工していただいておりますので、その部分が最大幅員というふうに捉えている状況でございます。

嶋田委員 そしたらだいたい6メートル道路ですみ切り3メートル、3メートルとして6メートル、12メートルぐらいですわね、これ16メートルあるというのは。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時37分 休憩)

(午前9時39分 再開)

委員長 再開いたします。
上田建設農林課長。

建設農林課長 4番の4075号線でございます。位置図を見ていただきまして、この図面の下方向ですね、町道4007号線の接続につきまして、道路への接続部分につきまして、セットバックをしてる状況でございますので、そのセットバックを、この道路の認定の幅員として計上いたしておりますので、それが約6メートルぐらいありまして、幅員を16メートルというふうに

表記しているものでございます。

嶋田委員　　なんかわかりにくいな。最小6メートルでセンターバック6メートルやったら12メートルになるのちゃうの。

建設農林課長　　4007号線で6メートル、宅地の間口がですね、4007号線に接続する間口が6メートルぐらいありまして、その部分がセットバック、町道4007号線に対してセットバックをして、今、新しい認定する道路の部分が広がっているというような状況から16メートルという表記にしているものでございます。

委員長　　暫時休憩いたします。

（ 午前9時40分 休憩 ）

（ 午前9時43分 再開 ）

委員長　　再開いたします。 上田建設農林課長。

建設農林課長　　いま図面で説明させていただきましたように、町道4007号線につきましての接続部分で16.6メートルとなっている状況でございます。

委員長　　他によろしいでしょうか。

（ な し ）

委員長　　これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。

松岡都市整備課長。

都市整備
課長

継続審査 都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することにつきましては、都市計画道路法隆寺線の整備についてでございます。

現地におきましては、主な道路構造物等の施工が完了し、この後、最終の舗装の仕上げ、路面表示等の工事を行ってまいります。

前回の委員会以降、信号機の設置、舗装、路面標示等の工事スケジュールについて調整をいたしました結果、今月27日の深夜から路面表示の施工を行い、翌28日木曜日の早朝に供用を開始する予定となりました。ただし、天候の事情により、日程を変更することがございますので、あらかじめご理解を賜りたいと思います。なお、本件につきましては、3月号広報お知らせ版、ホームページ、現地の看板の設置等により告知をさせていただくこととしてまいりたいと考えております。

以上で、①都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員。

中川委員

その28日の時点では三室交差点は今の現状と一緒ということでええねんな。あれ、側道、片側通行みたいにして使うてるけど、高架になっている新しい本線はまだ利用できない状態やな。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備
課長 今、おっしゃっていただきましたように、側道の交互通行の状態で法隆寺線供用開始ということでございます。

中川委員 今までから長年に、はよ法隆寺線の開通開通って開けてほしい開けてほしい言ってたん、今、中途半端に交差点完成したら通させてもらえるねんっていう答弁ずっと続いてあってんけど、なんでそんな今、事情が変わってんやろ。

都市整備
課長 三室交差点の整備につきまして、先の委員会におきまして若干触れさせていただいたところでございますんですけども、国の工事が約2か月程度スケジュールがずれ込んでいるというような状況でございます。今、三室交差点の整備につきまして、側道を交互通行で利用するという状況ではございますけれども、一定の幅員が確保されていること、それとスケジュールのずれが大幅な遅れではないということから、警察の方と協議した結果、法隆寺線の供用についても容認されるような状況になったということでございます。

中川委員 法隆寺線を開けてもらうっていうんですか、あこ通させてもらうことについてはありがたいことなんで、これ以上言いませんが、それやったらもっと早く開けてもらえたら、まあ、町長が変わって町長のおかげかな、ちゃいまんの。はい、わかりました。

委員長 他によろしいでしょうか。
木澤委員。

木澤委員 ちょっとこっちで聞こうか、その他の方で聞こうか、どっちかわからへるので、こっちの方で聞かせてもらおうと思うんですけど、もともとバイパスの代替用地としてですね、町が取得してきた用地について、すでに興

留5丁目地内の土地もすでに売却をして家も建ってますけども、もともとそういう用途で確保していた土地について、監査委員さんの指摘もあって置いておくよりも売るということで、そういう方針にしましたし、私も別に反対はしなかったんですけども、バイパスの代替用地としての考え方っていうのは、町としてはどういうふうに思っているのか、その点についてちょっとお聞きしたいんです。

近所の人からは、もうあれ売ってっていうことは、バイパスけえへんねんなという声が結構出てきてまして、それを町はどういう考え方もってるのかっていうのは、1回確認させていただきたいなと思うんですけど。

委員長 藤川都市建設部長。

都市建設部長 ただ今のご質問でございまして、委員のご指摘もございましたように、監査委員さんの方からですね、代替用地として当時は取得したわけですけども、その後、維持管理に関しまして非常に長年に亘って多額の経費が必要やということです。そういったことからですね、処分を今しているところでございます。代替用地につきましては、各この事業が進んでいく中で、例えば、もともとは持っていたわけですけども、新たに代替地をご希望される方がおいでになりましたらですね、新たにまたそれを探して適当な場所があったら代替地を提供、例えば三者契約とかで取得していただくとかいった形で進めて、事業の方は進めてまいることになると思います。代替用地を抱えたまま事業をやっていくということには、基本的な考え方としてはやっていかないということでご理解を願えたらと思います。

木澤委員 もう1点なんですけども、今、もともとのバイパスの計画地のところに阿波の方でも住宅開発がされていると思うんですけども、それについては都市計画決定うってても開発ができるというふうになっているかと思うんですけど、結局また立ち退きをしていただくなどということで非常に費用がかかってくると思うんですけども、その辺のところは国の方はなんか考

えてはるんですかね。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備
課長 都市計画線に関係いたします開発等の情報が入りましたら、国の方ともその情報を共有いたしまして、仮に先行して用地を取得されるというようなことが国の方で考えられることであれば、業者とも協議をするというような状況ではあるんですけども、今、そういう状況でなかったというような状況で、開発が進んでいる部分についてはそういう状況ではなかったというようなことをございます。

木澤委員 これは今後の沿道住民の皆さんとの話し合いにかかわってきますけども、やっぱり住宅開発も進んでですね、住民さんも住んでおられるところを道路つけるというのが、それ自体が難しいとか無理なことやというふうに思いますんでね、きちっと計画を見直すというふうにしていただきたいと思いますんで、強く要望しておきます。

委員長 他によろしいでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、② J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長 ② J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきましては、前回の委員会以降、特に報告させていただく事項はございません。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(2) 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)について、理事者の報告を求めます。 藤川都市建設部長。

都市建設
部長

それでは、平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)につきまして、当委員会所管に関することについて、一括して説明をさせていただきます。

議案書をご覧いただきたいと思います。

議案書の9ページでございます。議案書9ページ歳入でございます。

まず、第14款 国庫支出金 第2項 国庫補助金、第5目 土木費国庫補助金で、国庫補助金の内示額が当初予算を下回ったため、道路新設改良費や道路維持費にかかる事業規模を縮減するなど、社会資本整備総合交付金で5,520万5千円の減額、街なみ環境整備事業補助金で1,044万1千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、10ページをお願いいたしたいと思います。

第21款 町債 第1項 町債 第4目 土木債で、国庫補助金で申しあげました事業規模の縮減に伴いまして、第1節 道路新設改良事業債で2,640万円、第2節 道路橋りょう環境整備事業債で1,570万円の減額をお願いするものであります。

次に歳出でございますが、12ページをご覧いただきたいと思います。

第7款 土木費 第2項 道路橋りょう費 第1目 道路維持費では歳入で申しあげましたように事業規模を縮減し委託料、工事請負費で3,754万1千円の減額を、また第2目 道路新設改良費で同様の理由により委託料、工事請負費などで7,365万円の減額をお願いするものであります。

恐れ入りますが4ページにお戻りいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費補正でございます。まず、第7款 土木費 第4項 都市計画費では、まちづくり連携協定基本構想策定事業で都市計画マスタープラン策定のためのアンケート結果を基本構想に反映させるために、新年度において委託業務を発注することといたしましたために、委託業務に必要な経費198万8千円の繰越をお願いしております。

次に5ページの地方債補正でございます。

第4. 道路新設改良事業で、事業規模の縮減に伴いまして限度額を8,320万円から5,680万円に変更するものであります。

次に第5. 道路橋りょう環境整備事業では、限度額を2,810万円から1,240万円に変更するものであります。

以上、議案第17号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第10号)についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。よろしいでしょうか、

(な し)

委員長

次に、(3) 斑鳩町バリアフリー基本構想特定事業計画(案)について、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市整備
課長

各課報告事項(3) 斑鳩町バリアフリー基本構想 特定事業計画(案)について報告をさせていただきます。

バリアフリー基本構想の策定につきましては、平成28年度からその取り組みを進めてまいりまして、平成30年3月に斑鳩町バリアフリー基本構想を策定いたしました。

今年度におきましては、斑鳩町バリアフリー基本構想の特定事業を具体化する計画でございます斑鳩町バリアフリー基本構想 特定事業計画の策定を進めているところでございます。

この特定事業につきましては、斑鳩町バリアフリー基本構想で定められた重点整備地区内の生活関連経路及び生活関連施設を対象としており、各施設管理者へのヒアリングを実施し、斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会でのご審議をいただき、斑鳩町バリアフリー基本構想特定事業計画（案）として、とりまとめをいたしましたので、この概要について、ご報告をさせていただくものでございます。

それでは、資料6の斑鳩町バリアフリー基本構想 特定事業計画（案）の2-2ページをご覧ください。

はじめに、個別事業計画でございます。国や県の各種基準、関連のガイドライン等に沿った整備や改良を基本とした事業内容を設定するとともに、各施設管理者との調整を踏まえて事業数量や目標とする整備時期を設定しているところでございます。目標とする整備時期につきましては、計画期間を平成30年度から平成41年度以降までとしまして、短期、中期、長期の期間設定を参考に、各施設管理者からご提案いただきました時期をもとに協議し設定しているところでございます。

続きまして、施設ごとの個別事業計画についてご説明をさせていただきます。特定事業につきましては、大きく5つに分類しておりまして、公共交通特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業、道路特定事業、その他事業の5つでございます。

まず、公共交通特定事業でございます。資料の2-3から2-4ページでございます。JR法隆寺駅、バス、タクシーとなっているところでございます。主なものとして、バリアフリー化の車両やユニバーサルデザイン化の車両の導入でございます。また、JR法隆寺駅につきましては、駅前広場における障害者用停車施設の規格改善や歩道の高さの改良などとなっているところでございます。

2つ目として建築物特定事業でございます。資料の2-5から2-8ページでございます。庁舎や公民館などの公共施設、また、イオンいかるが店や万代法隆寺店など大規模小売店である商業施設となっているところでございます。主なものとして、施設案内等に用いる点字ブロックの設置・改修や、トイレ洗面台の自動水栓化、オストメイトや

乳幼児設備の設置などとなっているところでございます。

3つ目といたしましては、都市公園特定事業でございます。資料は2-9から2-10ページでございます。重点整備区域内の都市公園といたしましては竜田公園が該当する部分になります。主なものといたしまして、公園内の歩道幅員の改良や舗装補修、防護柵の設置などを計画するとともに、公園内のトイレにつきましても、洗面台の自動水栓化や入口の段差解消、手すりの設置などがございます。なお、竜田公園の整備につきましても、県が策定しております竜田公園再整備に関する基本計画に基づき、中長期的に整備し、トイレの整備につきましても、補修・改良工事と調整しながら進められると聞いているところでございます。

続きまして4つ目でございます。道路特定事業でございます。資料は2-11から2-15でございます。生活関連経路として設定をしております国道や県道、町道となっております。主なものといたしましては、歩道の幅員の改良や端部の段差解消、点字ブロックの設置などとなっております。なお、周辺道路の整備状況や歩行者の利用状況等を踏まえ、地元住民のご理解やご協力等の個別対応が必要な箇所につきましても、中長期的な計画とさせていただいているところでございます。

最後5つ目といたしましてその他事業でございますが、2-16から2-17ページでございます。観光バリアフリーとして、設置されております案内看板につきましても、多言語化に向けた改良などとなっているところでございます。

以上が、特定事業計画（案）の主な内容でございますが、この後、年度末までに斑鳩町バリアフリー基本構想 特定事業計画として策定してまいりたいと考えているところでございます。

以上、斑鳩町バリアフリー基本構想 特定事業計画（案）についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

木澤委員

木澤委員 都計審のときにもいろいろ言わせていただいたんですけど、2-13ページの県道の大和高田斑鳩線ですね、その中で舗装の補修ということだとぶん書かれていると思うんですけど、タイル貼りのような形で今、あそこの歩道されてまして、それがでこぼこして車いすだとか自転車で走る際に非常に痛いんだとかいう声もあって、解消、これまでも求めてきたと思うんですけども、以前に郡山土木事務所の方に行って、話させてもらった時も、バリアフリーの基本構想つくってるんで、その改修に合わせてその辺も改修していこうと思っているよということおっしゃってたんですけども、その辺のところは県の方とは話はできているんでしょうか。

都市整備課長 本事業計画につきましては、道路管理者のご意向を聞き取ったうえでの策定となっておりますので、県郡山土木が協議等させていただいたものというところでご理解いただきたいと思います。

木澤委員 実施が36年からというふうになってますんで、当然これまでもそういう反映していただいていると思いますけども、再度確認していただいて、補修の際にはこれ進めていただきたいと思います。お願いしておきます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 谷口都市建設部次長。

都市建設部次長 それでは、各課報告事項でございます公共下水道事業に関することについて、ご報告をさせていただきます。

まず資料7をご覧くださいませでしょうか。平成30年度の公共下水道工事の進捗状況についてでございます。

平成30年度に施工いたしました7路線のうち、平成28年度より3か年継続事業として取り組んでまいりました龍田西4丁目地内の9工区-1工事 図中緑色路線、法隆寺東1丁目地内の17工区-1工事 図中紫色路線につきましては、予定通り完了いたしております。

また、残り5路線のうち、稲葉車瀬1丁目・神南1・2丁目地内6工区-6工事 図中水色路線につきましては、平成31年度におきましても継続して工事を進めてまいる予定でございます。

なお、阿波3丁目・目安4丁目地内で施工いたしております21工区-1工事 図中赤色路線につきましては、河川占用及びそれに伴います施工協議に時間を要しましたことから、平成31年度に工事を繰越しし、5月31日を工期といたしまして施工を進めてまいりたいと考えております。

その他3路線につきましては予定どおり工事を完了いたしております。

続きまして、資料の2枚目をお願いいたします。公共下水道接続申請状況でございます。平成31年2月末の状況でございますが、平成30年度に入り184件の申請を受け付け、申請総数は4,060件となっております。接続率につきましては68.3%となっております。

次に、融資あっせん利用件数、及び浄化槽の雨水貯留施設転用件数につきましては、今年度の申請はございません、申請総数がそれぞれ55件と48件となっている状況でございます。

続きまして、資料の3枚目をお願いいたします。公共下水道事業計画図でございます。青色破線で囲んでおります区域が予定処理区域386ヘクタールで、うち水色で網掛け着色部分が供用開始している区域237ヘクタールでございます。また、黄色の着色部分が、平成30年度に工事が完了する区域で約9ヘクタールでございます。

次に、平成31年度に整備を予定いたしております箇所が赤色で着色しています路線でございます。

まず、平成30年度からの継続事業として、稲葉車瀬1丁目・神南1・2丁目地内を、また、繰越事業といたしまして、阿波3丁目・目安4丁目地内で工事を施工してまいります。

次に、新たに着手する路線といたしまして、平成31年度から平成32

年度の2ヶ年継続事業として、神南4・5丁目地内を考慮しており、他、稲葉西1丁目地内、龍田西4丁目地内、龍田西8丁目地内、目安北2丁目地内、目安4丁目地内、法隆寺北1丁目地内におきまして整備を進め、合計9路線、整備面積で約6ヘクタール、管渠延長といたしまして約3kmの整備を進めていく予定でございます。

今後も、公共下水道の整備区域の拡大及び利用促進に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、各課報告事項の公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 すみません、いつもまあ、この面積とか件数で報告いただいているんですけども、エリアの中でですね、整備していくエリアの中で戸数としては総数何戸目標にしている、今、戸数としてはどういう状況かというのわかりますか。

委員長 谷口都市建設部次長。

都市建設部次長 すみません、ちょっと細かい数字ではございませんが、だいたい接続の供用人口ですね、といたしまして、だいたい単年度で1,000人程度になる目標で整備区域を決定してっております。ただし、その中では幹線管渠が主になる時期と申しますと、接続件数は少なくなってまいりますけれども、目標件数といたしましては、だいたいそれぐらいをめぐるといたしまして進めている状況でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 では、他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

以上をもって、本日の案件につきましてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時09分 閉会)